

経済環境適応資金 制度細則

(目 的)

第1 この細則は、愛知県中小企業融資制度要綱（以下「要綱」という。）及び経済環境適応資金制度要領（以下「要領」という。）に定めるもののほか、制度の運用に必要な事項を定める。

(融資制度利用者に対する期中管理)

第2 取扱金融機関は、以下の融資制度の利用者に対して融資実行後に期中管理を行わなければならない。

- (1) サポート資金【新型コロナ借換】
- (2) パワーアップ資金【補助金つなぎ】

2 サポート資金【新型コロナ借換】

中小企業者から計画の実行及び進捗の報告を受けた取扱金融機関は、以下のとおり対応すること。

- (1) 取扱金融機関は当該中小企業者から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとし、当該中小企業者に対し、計画の策定支援や経営支援を行うこと。
- (2) 取扱金融機関は、原則として年1回、当該中小企業者の事業年度毎に、協会に対し、当該中小企業者の計画の実行状況とともに、取扱金融機関の経営支援状況を報告しなければならない。報告は、事業年度終了後4か月以内に行うこととし、保証申込日の属する事業年度及び事業計画期間内の保証期間中は継続すること。ただし、事業年度終了の日の3か月より前に保証期間が終了する場合は保証期間終了後4か月以内に報告を行うこととする。なお、取扱金融機関が報告しなかった場合は、当該案件に係る代位弁済請求を行う時に、その理由を記載した書面を提出するものとする。
- (3) 取扱金融機関は当該中小企業者の実行状況を踏まえ、必要に応じて、当該中小企業者に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うこと。

3 パワーアップ資金【補助金つなぎ】

取扱金融機関は、以下のとおり対応すること。

- (1) 補助金が融資期間内に交付される場合、取扱金融機関は、補助金の交付を確認のうえ、直ちに当該中小企業者に対し、繰上償還の措置を講じるものとする。なお、補助金が分割交付される場合で、かつ、補助金交付額が融資金額を下回る場合は、補助金交付額を繰上償還額とする。
- (2) 融資実行後に補助金の交付決定が取り消された場合、当該中小企業者は、取扱金融機関に直ちにその旨を報告しなければならない。また、報告を受けた取扱金融機関は、速やかに繰上償還の措置を講じるものとする。

(倒産事業者の認定)

第3 「倒産事業者」とは、以下のいずれかの事由が発生した事業者をいう。

- (1) 破産手続開始
- (2) 再生手続開始
- (3) 更生手続開始
- (4) 特別清算開始の申立て
- (5) その他、知事が定める事由

2 認定の有効期間は、認定の日から1年とする。認定する倒産事業者は、負債総額が概ね1,000万円以上あり、かつ、県内の関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるものとする。

3 認定の有効期間は、認定の日から1年とする。

4 倒産事業者の認定は、信用保証協会が行う。

5 認定は、株式会社帝国データバンク名古屋支店発行の「帝国ニュース」により行う。ただし、他の媒体により確認できる場合には、他の媒体により認定することができる。

6 保証協会は、前4項の認定を行ったときは、翌月5日までに様式1号により県へ報告するとともに、取扱金融機関へ通知すること。

(その他)

第4 この細則に規定するもののほか、この制度の運用について必要な事項は、県と関係機関との協議により定める。

附 則

- 1 この細則は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この細則の制定前に融資申込みしたものについては、従前の例による。